

町田市物価高騰対策農業者給付金

(令和4年度限定)

コロナ禍における物価高騰により必要経費が高騰しても、販売価格へ十分に転嫁しないことで収益減少の影響を受けている農業者の負担を軽減するため、JA町田市と町田市が連携し、農業経営に係る経費の一部を給付します。

給付対象者 ※(1)～(3)全てに該当すること

- (1) 市内に住所を有し農業経営を行う個人または法人のうち、①～③に該当する者
- ① 令和3年税申告で農業収入がある者(個人の場合)
 - ② 直前の事業年度税申告で農業収入がある者(法人の場合)
 - ③ 認定農業者、認定新規就農者のうち、開業時期により就農1年目の税申告を終えていない者
- (2) 今後も市内で農業経営を継続する意向があること
- (3) 町田市が同じ目的で実施する、物価高騰に関する給付金等と重複して受給しないこと

対象経費

令和3年税申告(個人の場合)、直前の事業年度税申告(法人の場合)において、農業経費として計上した肥料費、飼料費、諸材料費、動力光熱費

給付金額及び給付率

給付金額は、給付対象経費に給付率を乗じた額の合計

| 給付対象経費 | 給付率 |
|--------|-----|
| 肥料費 | 40% |
| 飼料費 | 20% |
| 諸材料費 | 20% |
| 動力光熱費 | 20% |

※合計後1千円未満は切り捨て。

※給付上限額は、税申告上の販売金額又は100万円のうち少ない金額とする。

申請方法

申請期限

令和4年12月23日(金)

① 申請書類の配布

- ・ JA町田市各支店の経済課窓口
- ・ JA町田市ホームページ
- ・ 町田市役所農業振興課(市庁舎9階)
- ・ 町田市役所の各市民センター

② 申請先(原則持参)

・ 受付窓口

JA町田市各支店の経済課窓口

・ 郵送申請

〒194-0022 町田市森野2-29-15

町田市農業協同組合本店

町田市物価高騰対策農業者給付金 担当

※事前連絡の上、追跡できる郵送方法を推奨します。

【お問い合わせ】

町田市農業協同組合 各支店の経済課窓口

町田市農業協同組合 経済センター(電話:792-6111)

受付時間:平日9:00~17:00